

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第七号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項中

財団法人公園緑地管理財団（昭和四十九年五月一日に財団法人公園緑地管理財団という名称で設立された法人をいう。）
財団法人佐賀県環境クリーン財団（平成十年二月二十五日に財団法人佐賀県環境クリーン財団という名称で設立された法人をいう。）

を

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

に、「一般財団法人佐

賀国際重粒子線がん治療財団」を「公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項の改正規定「一般財団法人佐賀国際重粒

「子線がん治療財団」を「公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。